相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良郡湧水町北方二〇〇一番地一号、最後の住所兵庫県加古川市野口町長砂一三四一番地の一二

被相続人　亡　宮下　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

兵庫県姫路市北条宮の町三八五番地永井ビル五階はりま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安田　孝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市黒周町イ三七三番地、最後の住所島根県益田市黒周町イ三七三番地

被相続人　亡　西坂　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

島根県益田市東町三三番九一号

相続財産管理人　田原　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市三笠町三丁目二〇九二番地九、最後の住所山口県岩国市三笠町三丁目一一番四号

被相続人　亡　佐川　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

山口県岩国市今津町一丁目八番二一号アサヒビル四階・五階

相続財産管理人　出口　裕理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市中小島二丁目一二三番地、最後の住所長崎県長崎市丸山町三番五号

被相続人　亡　江島　久美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月四日

長崎県長崎市栄町一番二五号長崎ＭＳビル九階中西・加藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田久美子

無縁墳墓等改葬公告

管理費未納のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年四月四日

一　墳墓等所在地　京都市伏見区向島西堤町五

一　墳墓等の名称　西堤共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、沢井孝之、奥田、木村万吉、高矢清一、高矢正子

一　改葬を行おうとする者　京都市伏見区向島西堤町六一　西堤墓地委員会　代表者　竹内　幸雄

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による一宮伝法寺土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付した書類の受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東京都杉並区西荻北二丁目一一番一二号ユートピア一番館四〇一

氏名　横井由美子

住所　東京都杉並区西荻北二丁目一一番一二号ユートピア一番館四〇一

氏名　横井美代子

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、一宮伝法寺土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

右記　横井由美子、横井美代子に対する通知の内容

従前の土地

所在　一宮市丹陽町伝法寺字本郷四八七二番一

地目　宅地

地積　一三・二二㎡

権利価額　四二二、六五一円

換地処分後の土地

街区番号　九九街区四画地

所在　一宮市伝法寺五丁目一五番四

地目　宅地

地積　一〇・〇一㎡

権利価額　四二二、二〇七円

清算金　交付四四四円

仮清算金　交付四四四円

清算金精算額　〇円

教示

一　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、一宮市長に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを一宮伝法寺土地区画整理組合において掲示する。

平成二十九年四月四日

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四六番二

一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　伊串伊三夫

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

茨城県水戸市泉町二丁目二番三三号

全国納豆厚生年金基金

代表清算人　笹沼　隆史

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月四日

東京都大田区池上五丁目六番一六号

池上通信機企業年金基金

清算人　山田　順二

第99期決算公告

平成29年4月4日　東京都港区西新橋一丁目14番1号

株式会社ＴＧコーポレーション

代表取締役社長　鈴木　芳文

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,242	流動負債	4,215
固定資産	14	固定負債	191
		株主資本	846
		資本金	174
		資本剰余金	93
		資本準備金	93
		利益剰余金	578
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	574
		（うち当期純利益）	(236)
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
資産合計	5,257	負債・純資産合計	5,257